

第 2 期市川市子ども・子育て支援事業計画(案)についてのパブリックコメント実施結果

○実施期間

令和元年 12 月 21 日から令和 2 年 1 月 19 日まで 30 日間

○意見を提出していただいた方の人数及び件数

①インターネット	2 人 5 件
②ファクシミリ	0 人 0 件
③子育て支援課へ提出(持参)	0 人 0 件
④市政情報コーナー(中央図書館等)	0 人 0 件
⑤郵送	0 人 0 件

○ご意見への対応

①ご意見を踏まえて、案の修正を検討するもの	0 件
②今後の参考とするもの	1 件
③ご意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済みであるもの	3 件
④その他(本計画そのものに対するご意見でないもの等)	1 件

ご意見の概要と市の考え

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
1	「こども発達相談室」事業について、医療機関等の相談では医療費が掛かるが、税金を使って無料で相談を受けられる状況は、民業圧迫になりかねないのではないか。 また発達障がいとされる人が増えている状況で、「こども発達相談室」だけで担うには無理があると思うので、民間をいかしていくべきではないか。	「こども発達相談室」は、子どもの成長に不安を感じている保護者が初期段階で相談する専門的な窓口となっており、「保健センター健康支援課」や、「子育て支援課」、「児童相談所」等の関係機関と情報を共有しながら支援を行っています。相談室の支援を経て、必要に応じて、医療機関を紹介したり、障がい児通所施設へ繋げるなどしています。また身近な施設で療育が受けられるよう、市内保育園や幼稚園等に、巡回や研修を行い、地域療育の強化に取り組むなど公民の役割分担ができております。 医療機関から「こども発達相談室」を紹介されるケースもあり、発達相談室の専門職による発達評価や子育て支援、医療との連携が求められている現状があります。	②
2	子どもから大人まで切れ目なく支援を受けるために、言語聴覚士や心理士等を、年齢を追うごとに関わる課ごとに配置する必要があるのではないか。	ライフステージに沿った主な相談窓口は、幼児期は保健センター健康支援課、発達支援課、学齢期は教育センター、その後は障がい者支援課となっております。各窓口配置されている専門職は次のとおりです。 ・発達支援課（心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士） ・保健センター健康支援課（心理士） ・教育センター（心理士） ・須和田の丘特別支援学校（言語聴覚士、理学療法士） ・障がい者支援課（作業療法士、理学療法士）	③
3	事業計画を作成する部署に、現場職員がどれだけ配置されているか。	現場職員が計画策定に関わっております。	③

4	小学生児童のいる世帯の公共交通機関の無償化など、高齢者だけでなく、子育て世帯への経済的援助の拡充を進めるべき。	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成の拡充や、幼児教育無償化の対象となる幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業等を利用している児童の保護者に給付金を交付するなど、子育てに係る費用に対する助成を進めていきます。	③
5	小学校と同様に、市の保育園でのインフルエンザの治癒証明の提出を無くしてほしい。	インフルエンザは国のガイドラインにて「医師からの意見書が望ましい感染症」に入っております。 保育園は乳幼児が集団で長時間生活をともにする場であり、0歳児と5歳児を同一の身体機能・状態とみなしての対応はできないこと、治癒証明書等の提出を不要とすると登園の目安の期間より早く登園してしまう可能性があり、体内にウイルスが残った状態で登園し、保育園での集団感染につながる可能性が高くなること、また、福祉施設である保育園は、休園・クラス閉鎖という対応をとっていないことなどから、感染を拡大させないために登園停止期間を守ることが重要であることから治癒証明の提出をお願いしております。	④